

## 令和8年度税制改正等について

### 1 法人税の改正に伴う地方法人課税の改正

今般、法人税において、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設、研究開発税制の拡充及び見直し、賃上げ促進税制の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとされました。

- 法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制の見直し

#### 見直し案

##### 【法人税における対応】

- ① 大企業向け措置：令和8年3月31日をもって廃止
- ② 中堅企業向け措置：令和8年度はより高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続し、適用期限をもって廃止
- ③ 中小企業向け措置：令和8年度は現行制度を維持し、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しを検討  
※ ②③における教育訓練費を増加させた場合の上乗せ措置は廃止

##### 【法人事業税における対応】

- ・ 法人税における見直しに合わせ、適用対象から大企業を除外するとともに、適用要件の見直し等を行う

##### <法人事業税における措置の適用要件・控除額>

###### 〔令和6年度改正後〕 ※適用期限 R9.3.31

###### ●適用要件(法人税と同様)

###### 【大企業・中堅企業】

継続雇用者の給与総額:  
対前年度増加率3%以上(注)

###### 【中小企業】

雇用者全体の給与総額:  
対前年度増加率1.5%以上

###### ●控除額

雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

(注) マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様。

###### 〔令和8年度改正後〕 ※適用期限 R9.3.31

###### ●適用要件(法人税と同様)

###### 【中堅企業】

継続雇用者の給与総額:  
対前年度増加率4%以上(注)

###### 【中小企業】

雇用者全体の給与総額:  
対前年度増加率1.5%以上

###### ●控除額

雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

(注) マルチステークホルダー方針に係る要件は法人税と同様。

### 2 電気供給業を行う法人の事業税の改正

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物(以下「地域間連系線」という。)の整備又は更新の実施を行う一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を3年間に限り講ずることとされました。

お問合せは管轄の県税事務所 法人担当までお願いします。

中央県税事務所 043 (231) 2300	東金県税事務所 0475 (54) 0223
千葉西県税事務所 043 (279) 7111	茂原県税事務所 0475 (22) 1721
船橋県税事務所 047 (433) 1278	館山県税事務所 0470 (22) 7117
松戸県税事務所 047 (361) 2279	木更津県税事務所 0438 (25) 1110
柏県税事務所 04 (7147) 8743	市原県税事務所 0436 (22) 2171
佐倉県税事務所 043 (483) 1114	
香取県税事務所 0478 (54) 1314	
旭県税事務所 0479 (62) 0772	

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

